



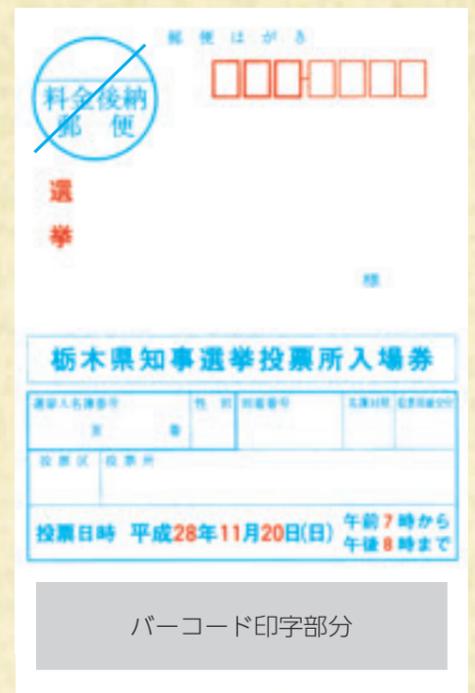
# 11月20日(日)は 栃木県知事選挙の 投票日です

**投票時間** 午前7時から午後8時まで

あなたの一票は、これからの栃木県の  
行方を左右する大切な一票です。  
無駄にすることなく必ず投票しましょう。  
関町選挙管理委員会 ☎028(677)1111



## 投票所入場券について



1 投票日(期日前投票含む)には、必ずこの入場券を持参して、投票用紙を受け取ってください。なお、入場券を紛失しても投票はできますので、紛失した場合は投票所で係員に申し出てください。

2 投票日の当日、仕事等で投票所へ行けない方には、期日前投票及び不在者投票の制度があります。期日前投票をされる方は、下記宣誓書(兼請求書)に必要事項をご記入のうえ期日前投票所へお越し下さい。

【期間】 11月4日(金)から11月19日(土)まで  
【時間】 午前8時30分から午後8時まで  
【場所】 芳賀町役場1階ロビー  
持参するもの 入場券

芳賀町選挙管理委員会  
Tel. 028-677-1111

宣誓書(兼請求書)

私は、平成28年11月20日執行の栃木県知事選挙の当日、下記事由に該当する見込みです。

アからサまでのいずれか該当するものに○を付けてください。

1	職務、業務等(ア)仕事 イ学業 ウ地域行事の役員 エ本人又は親族の記録係員 オその他( )	に仕事
2	職務、業務等以外の用事又は事故のため(カ)本町以外 キ本町内で他の投票区	に外出・旅行・滞在
3	ケ疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 クその他( )	
4	コ交通至難の島等( )	に居住・滞在
5	サ住所移動のため、本町以外に居住	

上記の事項が真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成28年 11月14日

氏名	芳賀太郎
生年月日	明治・大正・昭和 平成29年3月31日
現住所	芳賀町 大字祖母井1020
選挙人名簿記載の住所 (現住所と異なる場合のみ記載してください)	芳賀町

有権者には、投票所などを記載した入場券(はがき)を11月4日(金)以降郵送します。  
※入場券がお手元に届くまで、数日かかる場合があります。11月7日(月)までに届かなかった場合は、町選挙管理委員会へご連絡ください。

期日前投票には、入場券裏面の宣誓書をあらかじめ記入のうえお越しください。

投票所には靴を脱がずに入場できます  
全ての投票所で土足入場できるようになっています。投票所には靴を脱がず、そのままお入りください。



- ### 1 投票できる人
- 日本国民で次の(1)に該当する人のうち、(2)または(3)に該当する人(ただし、選挙権を有しない人を除く。)
- 平成10年11月21日以前に生まれた人
  - 平成28年8月2日以前に芳賀町に住民登録がされており、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人
  - 平成28年9月2日から11月1日までの間に芳賀町から県内の他市町に転出した人のうち、芳賀町において住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されていた人
- ### 2 芳賀町に転入した人の投票場所
- 平成28年8月2日以前に県内の他市町から芳賀町に転入した人は、芳賀町で投票できます。
  - 平成28年8月3日以降に県内の他市町から芳賀町に転入した人は、前住所地の市町で投票できます。

- ### 3 芳賀町内で転居した人の投票場所
- 10月19日以降に転居をした人は、従前居住していた投票区の投票所で投票することになります。
- ### ◆期日前投票
- 投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票所へ行くことができない人は、期日前投票ができます。
- 【期間】 11月4日(金)から19日(土)まで
- 【時間】 午前8時30分から午後8時まで
- 【場所】 芳賀町役場 1階ロビー

- ### ◆不在者投票
- 病院・施設等での不在者投票
- 県の選挙管理委員会が不在者投票所として指定した病院、老人ホームなどに入院または入所している人は、その施設が指定した投票日に施設内で不在者投票ができます。不在者投票を希望する場合は、病院長、施設長などに申し出てください。
- ### ◆代理投票
- 代理投票は、けがなどで投票用紙に記載できない人のための制度です。投票所で投票管理者に申請すると、補助者2人が決められ、1人が選挙人の指示に従い投票用紙に記載し、もう1人が指示どおり記載したかを確認します。
- ※裏面の宣誓書に記入のうえ入場券をお持ちください(次ページ参照)。ただし、入場券が届く前でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。

### 期日前期間中17歳の方の不在者投票

投票日までには18歳になるが、期日前投票を行おうとする日に18歳に達していない場合は、期日前投票所での不在者投票ができます。

### 郵便等での不在者投票

身体に重度の障害などのある人は、郵便による不在者投票ができます。この場合、あらかじめ町選挙管理委員会での「郵便等投票証明書」の交付の手続きが必要です。手続きに日数が必要となりますので、早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。

### 町外での不在者投票

長期出張などにより投票日に投票できない人は、事前に手続きすることで、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所での不在者投票ができます。この場合、郵便により投票用紙などの請求をするため、手続きに日数が必要になります。早めの手続きをお願いします。